

住所の表示が変わることによる手続きは… No.1

平成16年11月から住所の表示が現在の「東予市」、「周桑郡丹原町」、「周桑郡小松町」から「西条市」に変わるにより、官公署等で住所表示変更手続きが必要になる場合があります。現在、各方面に照会し確認中ですので、市民の皆さんに密接に関係する項目について順次お知らせします。第1回目は愛媛県関係(抜粋)です。

〔愛媛県関係の手続きの詳細は『愛媛県市町村合併ホームページ』 (<http://www.pref.ehime.jp/gappei/>) のQ&Aコーナーで見ることができます。〕

住居表示の変更に伴う手続きにつきましては、冊子を作成し、合併前に全戸に配付する予定です。

項 目	該 当 者	手 続 き 方 法	窓 口
運 転 免 許 証	運転免許証の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。 免許の更新申請、再交付申請の際に変更します。ただし、希望者については、住所を管轄する警察署若しくは当該警察署の管轄区域内の交番・駐在所又は運転免許センターで行ってください。 手続きを行う場合は、所定の届出書を提出してください。(手数料は無料です。)	警察本部運転免許管理課 (直)089-934-0110 西条署交通課 (代)0897-56-0110 東予署交通課 (代)0898-64-0110
旅 券(パスポート)	旅券(パスポート)の所持者	住所変更の手続きは必要ありません。 最終ページの「所持人記入欄」の現住所等は、本人が線で抹消のうえ余白に新住所を記入してください。(それ以外のページには記入しないでください。)	パスポートセンター (直)089-923-5456 西条地方局旅券窓口 (代)0897-56-1300
身体障害者手帳 療育手帳 特別児童扶養手当証書	左記の証書をお持ちの方	手帳の住所は合併前のままでも問題ありません。 ただし、新住所への変更を希望される場合は、通常の変更届を行ってください。(手数料は無料です。)	県庁障害福祉課 (直)089-912-2422 (直)089-912-2423 (直)089-912-2421
道 路 占 用 許 可 河 川 占 用 許 可	道路・河川の占用許可を受けている方	許可証の住所は合併前のままでも問題ありません。 ただし、新住所への変更を希望される場合は、通常の変更届を行ってください。(手数料は無料です。)	西条地方局建設部管理課 (代)0897-56-1300 丹原土木事務所事業管理課 (代)0898-68-7004

丹原児童館オープン



新しい「丹原児童館」が丹原保育所の隣に完成しました。児童館は「児童に健全な遊び場を提供し、その健康を増進するとともに、情操を豊にすること」を目的とした施設です。放課後児童クラブも併設されています。

所 在	丹原町大字池田1802-3
電話番号	0898-68-6960
構 造 等	木造2階建て(433.68m ²)
主要施設	<1階> センターホール・プレイルーム・調理室・事務室・乳児室 <2階> 放課後児童クラブ・図書室・ボランティア室
開館時間	児童館は午前8時30分から午後5時 放課後児童クラブは下校時から午後6時
休 館 日	児童館は月曜日、放課後児童は日曜日 その他国民の祝日、年末年始等

合併協議会結果・資料並びに会議録は合併協議会ホームページでも見ることができます。合併に関する質問やご意見もお寄せ下さい。

<http://www.city.saijo.ehime.jp/gappeikyougikai/>

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事務局

〒793-0023 西条市明屋敷60番地 市民会館2階

☎0897-58-2735 📠0897-58-2778